

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年1月18日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東証 R E I T E T F
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年12月28日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、上場投資信託（ETF）の設定・交換の決済に係る清算制度に対応するための投資信託約款の変更等に伴い記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（１）申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する不動産投資信託証券をもって取得の申込みを行うものとします。当該不動産投資信託証券は、東証ＲＥＩＴ指数における各構成銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・なお、拠出された不動産投資信託証券の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

<訂正後>

（１）申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する不動産投資信託証券をもって取得の申込みを行うものとします。当該不動産投資信託証券は、東証ＲＥＩＴ指数における各構成銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・なお、拠出された不動産投資信託証券の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。

「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ＥＴＦの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けることで、決済履行を保証する制度です。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（２）受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の翌営業日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が東証ＲＥＩＴ指数に連動すると想定する、東証ＲＥＩＴ指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。

～（略）

受託会社は、原則として販売会社に交換請求日から起算して５営業日目から信託財産に属する不動産投資信託証券の交付を行います。当該販売会社は、受託会社から交付を受けた不動産投資信託証券を所定

の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。

～ （略）

<訂正後>

（２）受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の翌営業日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が東証ＲＥＩＴ指数に連動すると想定する、東証ＲＥＩＴ指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。

金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。

～ （略）

受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して４営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

～ （略）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

(1) 年次財務諸表

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自2019年4月1日 至 2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 中間財務諸表

- 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			1,988,187		2,951,245
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			21,079		16,636
4 未収委託者報酬			284,450		307,663
5 未収運用受託報酬			511,284		693,545
6 未収投資助言報酬			1,063		-
7 未収還付法人税等			407,066		-
8 未収還付消費税等			96,067		-
9 その他			50,085		89,364
流動資産計			3,359,384		4,058,555
固定資産					
1 有形固定資産			16,543		20,005
(1)建物付属設備	*1	12,128		*1	11,127
(2)器具備品	*1	4,414		*1	8,878
2 無形固定資産			761		761

(1)電話加入権	761		761	
3 投資その他の資産		103,711		104,149
(1)投資有価証券	28,912		26,135	
(2)長期差入保証金	74,129		75,075	
(3)長期前払費用	670		2,939	
固定資産計		121,016		124,916
資産合計		3,480,400		4,183,472

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			83,298		73,364
2 未払金			1,115,830		1,420,140
3 関係会社未払金			4,860		4,950
4 未払費用			16,471		19,548
5 未払法人税等			-		350,928
6 未払消費税等			-		23,597
7 前受金			9,121		17,009
流動負債計			1,229,582		1,909,538
固定負債					
1 資産除去債務			24,654		24,894
2 繰延税金負債			16,586		443
固定負債計			41,241		25,338
負債合計			1,270,823		1,934,876
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			370,000		370,000
2 利益剰余金					
(1)利益準備金		92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,748,206		1,790,060	
利益剰余金計			1,840,706		1,882,560
株主資本計			2,210,706		2,252,560
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			1,129		3,965
評価・換算差額等計			1,129		3,965
純資産合計			2,209,576		2,248,595
負債・純資産合計			3,480,400		4,183,472

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
		金 額		金 額	
営業収益					
1 委託者報酬		3,051,139		2,564,725	
2 運用受託報酬		1,408,907		2,747,460	
3 投資助言報酬		9,512	4,469,560	-	5,312,186
営業費用					
1 支払手数料		201,275		208,965	
2 調査費					
(1)調査費		39,573		37,225	
(2)委託調査費		235,599		138,052	
3 委託計算費		14,043		18,336	
4 通信費		2,560	493,052	2,508	405,087
一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬		1,392,600		1,352,600	
(2)給料・手当		380,772		383,233	
(3)賞与・退職金等		1,030,954		1,338,197	
2 交際費		4,363		7,253	
3 旅費交通費		25,772		20,835	
4 業務事務委託費		13,570		15,835	
5 租税公課		37,123		48,325	
6 不動産賃借料		109,033		112,369	
7 固定資産減価償却費		5,611		7,258	
8 諸経費	*1	160,134	3,159,935	*1 174,055	3,459,964
営業利益			816,571		1,447,134
営業外収益					
1 受取利息		5,229		452	
2 為替差益		36,235		-	
3 受取配当金		-		320	
4 還付加算金		-		4,645	
5 その他の営業外収益		32	41,497	-	5,417
営業外費用					
1 為替差損		-		6,384	
2 その他の営業外費用		545	545	-	6,384
経常利益			857,523		1,446,168
特別損失					
1 固定資産除却損		-	-	806	806
税引前当期純利益			857,523		1,445,361
法人税、住民税及び事業税		196,358		419,603	
法人税等調整額		15,657	212,016	16,101	403,501
当期純利益			645,507		1,041,860

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	3,502,704	3,595,204	3,965,204	68	3,965,136
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	2,400,005	2,400,005	2,400,005	-	2,400,005
当期純利益	-	-	645,507	645,507	645,507	-	645,507
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	1,061	1,061
当期変動額合計	-	-	1,754,497	1,754,497	1,754,497	1,061	1,755,559
当期末残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	1,129	2,209,576

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	1,129	2,209,576
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	1,000,006	1,000,006	1,000,006	-	1,000,006
当期純利益	-	-	1,041,860	1,041,860	1,041,860	-	1,041,860
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	2,835	2,835
当期変動額合計	-	-	41,853	41,853	41,853	2,835	39,018
当期末残高	370,000	92,500	1,790,060	1,882,560	2,252,560	3,965	2,248,595

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物付属設備 10年～18年

 器具備品 3年～15年

（２）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（３年又は５年）に基づく定額法を採用しております。

３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物付属設備	44,763千円	47,834千円
器具備品	21,446千円	18,376千円
計	66,210千円	66,210千円

（損益計算書関係）

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2018年3月31日	2018年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	2019年3月31日	2019年6月30日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	2019年3月31日	2019年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	850,001	114,865	2020年3月31日	2020年6月30日

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
1年以内	63,443	63,443
1年超	158,609	95,165
合計	222,052	158,609

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,988,187	1,988,187	-
(2) 未収委託者報酬	284,450	284,450	-
(3) 未収運用受託報酬	511,284	511,284	-
(4) 未収投資助言報酬	1,063	1,063	-
(5) 未収還付法人税等	407,066	407,066	-
(6) 未収還付消費税等	96,067	96,067	-
(7) 長期差入保証金	74,129	74,129	-
(8) 投資有価証券 その他有価証券	28,912	28,912	-
資産計	3,391,160	3,391,160	-
(1) 未払金	1,115,830	1,115,830	-
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	-
負債計	1,120,690	1,120,690	-

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,951,245	2,951,245	-
(2) 未収委託者報酬	307,663	307,663	-
(3) 未収運用受託報酬	693,545	693,545	-
(8) 投資有価証券 その他有価証券	26,135	26,135	-
資産計	3,978,589	3,978,589	-
(1) 未払金	1,420,140	1,420,140	-
(3) 未払法人税等	350,928	350,928	-
負債計	1,771,068	1,771,068	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、

(5) 未収還付法人税等、(6) 未収還付消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(8) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

（負債）

(1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,988,187	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	284,450	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	511,284	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	1,063	-	-	-
(5) 未収還付法人税等	407,066	-	-	-
(6) 未収還付消費税等	96,067	-	-	-
(7) 長期差入保証金	-	74,129	-	-
(8) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	20,136	-
合計	3,288,119	74,129	20,136	-

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,951,245	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	307,663	-	-	-

(3) 未収運用受託報酬	693,545	-	-	-
(8) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	101	17,826	-
合計	3,952,454	101	17,826	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	20,136	20,000	136
小計	20,136	20,000	136
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,776	10,000	1,224
小計	8,776	10,000	1,224
合計	28,912	30,000	1,088

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	101	100	1
小計	101	100	1
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	26,034	30,000	3,966
小計	26,034	30,000	3,966
合計	26,135	30,100	3,964

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
-----------------------	-----------------------

繰延税金資産		
未払費用否認	8,413千円	9,063千円
未払事業税	-	22,998千円
その他有価証券評価差額金	374千円	1,214千円
資産除去債務	7,549千円	7,622千円
繰延税金資産小計	16,337千円	40,900千円
評価性引当額（注）	16,337千円	40,900千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
還付事業税	15,879千円	-
その他有価証券評価差額金	41千円	0千円
固定資産（除去費用）	665千円	443千円
繰延税金負債合計	16,586千円	443千円
繰延税金負債の純額	16,586千円	443千円

（注）評価性引当額が24,562千円増加しております。この増加の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が22,998千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
評価性引当額の増減	6.0%	1.7%
特別税額控除	-	4.5%
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6%	27.8%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	24,417千円	24,654千円
時の経過による調整額	237千円	240千円
期末残高	24,654千円	24,894千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への営業収益	3,051,139	1,408,907	9,512	4,469,560

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への営業収益	2,564,725	2,747,460	5,312,186

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
3,068,617	1,191,692	140,081	69,168	4,469,560

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
2,583,217	2,514,791	211,389	2,787	5,312,186

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	1,191,692	投資運用・顧問業

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	2,514,791	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社 未払金	4,860

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	74,248	未収運用受託報酬	2,253
						投資一任契約	運用受託報酬の受取(注)	1,182,179	未収運用	488,409

同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	投資助言契約	投資助言報酬の受取（注）	9,512	受託報酬	
						事務協力関係	委託調査費の支払	38,930	未収投資助言報酬	1,063
						役員の兼任	事務委託費の支払	14,406	未払金	11,395

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取（注）	1,761	-	-
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業 投資信託事務委託業	-	投資一任契約 事務協力関係 役員の兼任	運用受託報酬の受取（注） 委託調査費の支払 事務委託費の支払	2,514,791 51,252 19,537	未収運用受託報酬 未払金	649,321 22,575

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド及びシンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額 298,591円46銭	1株当たり純資産額 303,864円21銭
1株当たり当期純利益金額 87,230円71銭	1株当たり当期純利益金額 140,791円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	645,507千円	1,041,860千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	645,507千円	1,041,860千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (2020年9月30日現在)	
別	期 科目	金 額	
(資産の部)			
流動資産			
1	現金・預金		2,135,409
2	直販顧客分別金信託		100
3	前払費用		21,530
4	未収委託者報酬		511,360
5	未収運用受託報酬		322,371
6	その他		106,904
流動資産計			3,097,677
固定資産			
1	有形固定資産		17,702
	(1)建物付属設備	*1	9,585
	(2)器具備品	*1	8,116
2	無形固定資産		761
	(1)電話加入権		761
3	投資その他の資産		109,361
	(1)投資有価証券		32,473
	(2)長期差入保証金		74,358
	(3)長期前払費用		2,529
固定資産計			127,825
資産合計			3,225,503

（単位：千円）

科目	期別	当中間会計期間末 (2020年9月30日現在)	
		金 額	
(負債の部)			
流動負債			
1 預り金			75,048
2 未払金			96,461
3 関係会社未払金			4,950

4 未払費用		16,035
5 未払法人税等		457,858
6 未払消費税等		122,543
7 前受金		27,120
流動負債計		800,018
固定負債		
1 資産除去債務		25,016
2 繰延税金負債		1,245
固定負債計		26,261
負債合計		826,279
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1)利益準備金	92,500	
(2)その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,935,262	
利益剰余金計		2,027,762
株主資本計		2,397,762
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		1,461
評価・換算差額等計		1,461
純資産合計		2,399,223
負債・純資産合計		3,225,503

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
		金 額
営業収益		
委託者報酬		2,089,155
運用受託報酬		557,231
その他営業収益		1,918
営業収益計		2,648,305
営業費用		187,953
一般管理費	*1	1,032,756
営業利益		1,427,595
営業外収益		
受取利息		140
受取配当金		160
その他営業外収益		120
営業外収益計		420
営業外費用		
為替差損		1,775
営業外費用計		1,775
経常利益		1,426,240

税引前中間純利益	1,426,240
法人税、住民税及び事業税	431,147
法人税等調整額	110
中間純利益	995,203

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,790,060	1,882,560	2,252,560	3,965	2,248,595
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	850,001	850,001	850,001	-	850,001
中間純利益	-	-	995,203	995,203	995,203	-	995,203
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	5,426	5,426
当中間期変動額合計	-	-	145,202	145,202	145,202	5,426	150,628
当中間期末残高	370,000	92,500	1,935,262	2,027,762	2,397,762	1,461	2,399,223

重要な会計方針

期 別	第 22 期 中 間 会 計 期 間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月 30日)
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 10年～18年 器具備品 3年～15年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。
3. その他中間財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第 22 期 中 間 会 計 期 間 末 2020年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	49,376千円
器具備品	20,380千円

（中間損益計算書関係）

第 22 期 中 間 会 計 期 間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月 30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	3,667千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間増加 株式数	当中間会計期間減少 株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	850,001	114,865	2020年3月31日	2020年6月30日

（リ - ス取引関係）

第 22 期 中 間 会 計 期 間 (2020年9月 30日)	
1.オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
一年以内	63,443千円
一年超	63,443千円
合計	126,887千円

（金融商品関係）

第22期中間会計期間（2020年9月30日）

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,135,409	2,135,409	—
(2)未収委託者報酬	511,360	511,360	—
(3)未収運用受託報酬	322,371	322,371	—
(4)投資有価証券 その他有価証券	32,473	32,473	—
資産計	3,001,616	3,001,616	—
(1)未払法人税等	457,858	457,858	—
負債計	457,858	457,858	—

注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

（負債）

(1)未払法人税等

未払法人税等は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計年度（2020年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	23,080	20,100	2,980
小計	23,080	20,100	2,980
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,393	10,000	607
小計	9,393	10,000	607
合計	32,473	30,100	2,373

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第22期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	24,894千円
時の経過による調整額	<u>121千円</u>

当中間会計期間の期末残高

25,016千円

（セグメント情報等）

第22期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,089,155	557,231	1,918	2,648,305

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
2,097,914	505,666	36,000	8,723	2,648,305

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	505,666	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第 22 期 中 間 会 計 期 間
（自 2020年4月 1日
至 2020年9月 30日）

1株当たり純資産額	324,219円45銭
-----------	-------------

1株当たり中間純利益金額	134,486円94銭
--------------	-------------

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	995,203千円
-------	-----------

普通株主に帰属しない金額	-
--------------	---

普通株式に係る中間純利益	995,203千円
--------------	-----------

期中平均株式数	7,400 株
---------	---------

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 上 和 彦 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月24日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米 永 隆 司 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。